

令和 3 年 5 月
埼玉県農業再生協議会

令和3年産米の需要に応じた生産推進の徹底について

各地域農業再生協議会等におかれましては、常日頃特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年11月策定の生産の目安に基づく「水田農業作付ビジョン」により、各地域協議会等において需給調整に向けた取組を推進いただいているところですが、米をめぐる需給環境については本年1月初旬の緊急事態宣言の発令以降、さらに悪化していると言わざるを得ない状況にあります。

このため、下記のとおり、改めて直近の米をめぐる需給環境を周知するとともに、今後の見通しと対応についてご連絡しますので、ご理解のうえ、米の需要に応じた生産に向けたより一層の推進をいただきますようお願いいたします。

記

1. これまでの作付の概況

近年、主食用価格が安定していたことから、生産の目安を超過する状態で推移した。

- (1) 元年産生産の目安 30,395ha 作付面積 30,900ha 超過作付 505ha
- (2) 2年産生産の目安 30,013ha 作付面積 30,600ha 超過作付 587ha

2. 直近の販売の概況

コロナ禍による緊急事態宣言の発令以降、業務用米を中心とした需要の減少により、令和3年3月末民間在庫は昨年と比して著しく増加している。

(1) 令和3年3月末在庫

- ア 県内 31,800ト (前年 +9,100ト、+40.2%)
- イ 全国 2,650,000ト (前年+310,000ト、+13.7%)

※農林水産省「米穀の取引に関する報告」より

3. 令和3年産米生産者手取水準の見込み

直近の米の需給環境は、著しく生産者手取が下落した平成26年産時以上に悪化しており、コロナ禍からの脱却が見通せず需要量の回復も見込めない現状のまま推移すると、大量の2年産古米在庫の発生と需要量の更なる減少により、令和3年産米の販売環境は更に悪化する可能性が強く、令和3年産主食用米の生産者手取水準は、水田活用米穀（加工用米、飼料用米、備蓄米等）のそれを下回る可能性が濃厚である。

(1) 生産者手取水準の見込み

ア	26年産主食用米彩のかがやき収入額	65,986円/10a
イ	3年産飼料用米収入額	96,300円/10a
		※戦略作物助成 80,000円
		※複数年契約 12,000円
		※担い手助成 4,300円
		※品代未算入
ウ	3年産主食用米彩のかがやき収入額	<u>26年産を下回ることが濃厚</u>

4. 今後の対応

生産の目安設定時の想定より需要量は著しく減退しており、主食用米に取り組んだ場合の生産者手取水準の低下が深刻なことから、生産の目安以上に、飼料用米を中心とした新規需要米への作付転換が必要である。

このため、関係機関と連携して生産者に直近の需給環境を周知するとともに、需要に応じた生産の推進を再度徹底し、農業経営の安定を図ることとする。

(1) 生産者説明会等による直近の需給環境周知

～5月中旬

(2) 水田活用米穀の作付促進

～5月下旬

(3) 需要に応じた生産への取組状況の確認

～6月上旬

(4) 主食用米から水田活用米穀への作付転換の積上げ

～6月下旬

(5) 収入減少影響緩和交付金、収入保険制度等セーフティネットへの加入促進

(収入保険の保険期間は、個人：令和4年1月から12月、法人：次期となる)

～6月末

《**続報!!**》



お米の価格が危ない!!

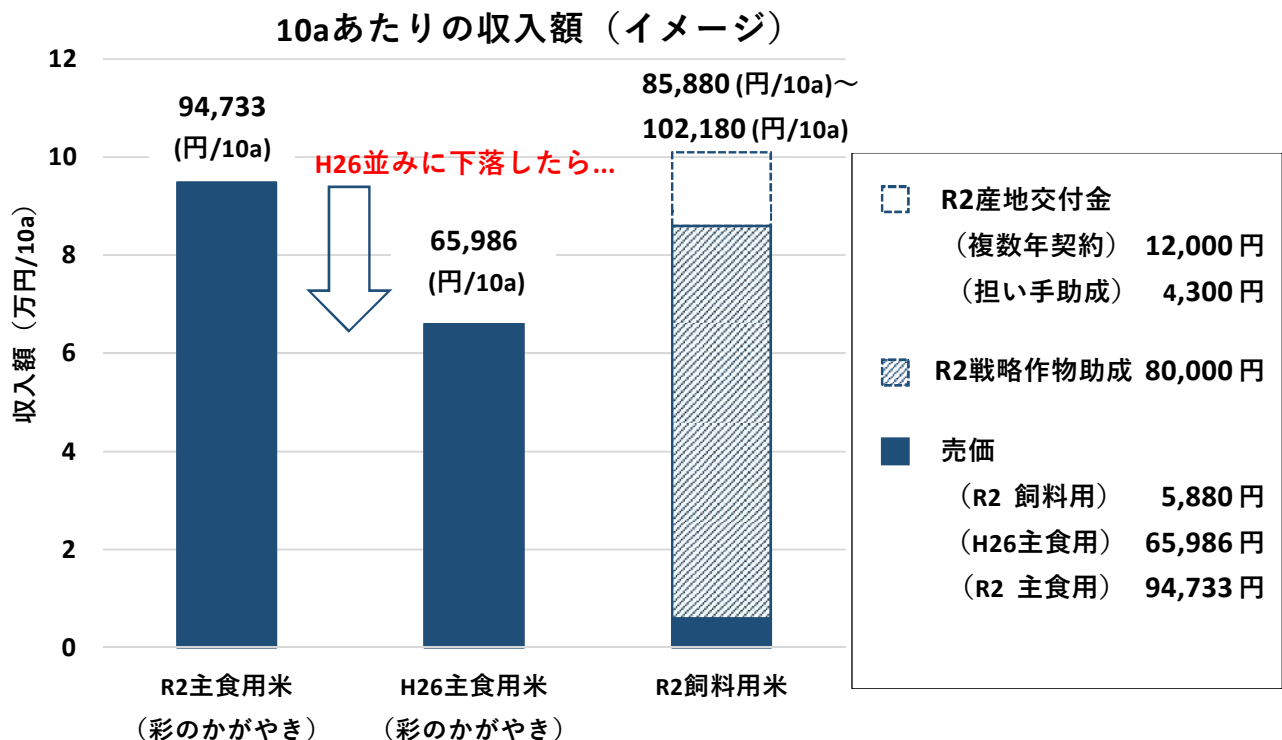


近年の主食用米の需要量減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令以降、業務用を中心とした需要の減少により、米をめぐる環境は一層悪化しています！

このまま推移すれば、近年大幅に米価の下落した平成26年産時以上に厳しい環境となり、令和3年産主食用米の生産者手取水準は飼料用米等の水田活用米穀の手取を下回る可能性も十分に想定されます。

経営所得安定対策を活用して飼料用米等を中心とした転作作物の作付けを拡大し、収入を維持しましょう！！

飼料用米・米粉用米は手厚い交付金制度が整備されているため、米価に大きく左右されず**安定した収入を得ることができます！！**



※ 産地交付金は販売農家・集落営農であることに加え、それぞれ交付要件があります。

※ 産地交付金の単価は国からの配分額に応じて増減する可能性があります。

収入減少に備えてセーフティネットに加入しましょう！！

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

交付対象者

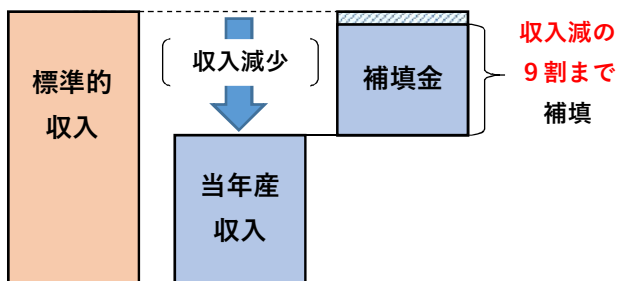
認定農業者、集落営農、認定新規就農者
※規模要件なし

対象作物

米・麦・大豆
※ビール用麦等、黒大豆、種子用は対象外

制度概要

- 当年産収入（米・麦・大豆の販売収入合計）が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填する（積立金は掛け捨てではない）。
- 補填の財源は、農業者と国が1：3の割合で負担する。
- 令和2年産の交付金は、令和3年3月31日までに出荷・販売した実績に基づき、令和3年5月～6月頃に支払われる。



今年は収入が減ったけど、補填してもらえた。。



注意：収入保険とナラシ対策の重複加入はできません。

収入保険

加入対象者

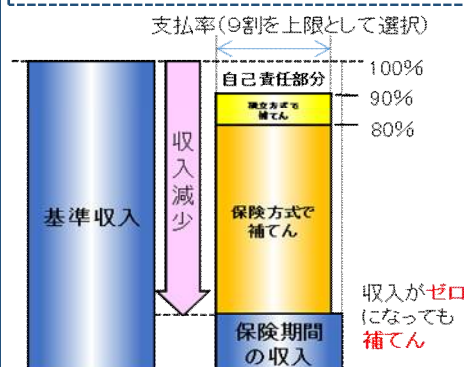
青色申告を行っている農業者（個人・法人）
※申告実績1年分必要

補償対象

- 自然災害 ・ 市場価格下落
- 盗難・事故 ・ ケガ・病気 等

制度概要

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合 下回った額の9割を上限に補填します。
- 補填方式は保険方式（掛け捨て）と積立方式（掛け捨てではない）の組み合わせができます。
- 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。



※ 個人の方の場合、1月～12月が保険期間となり、12月末が今年の加入申請の締め切りです。

（法人の方は事業開始1か月前が加入申請締め切り）。

※ 上記のほか、掛金の安いタイプもあります。



価格の下落だけでなく、自然災害やケガ・病気も対象になるんだ！

（注）5年以上の青色申告実績がある方の場合